

# 食肉生産流通多角化支援事業 実施要領の制定について

2 生 畜 第 2359 号  
令 和 3 年 3 月 31 日  
農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知

制 定 令和3年3月31日付け2生畜第2359号  
最終改正 令和5年3月31日付け4畜産第2442号

食肉生産流通多角化支援事業については、先に食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱（令和5年3月31日付け4畜産第2442号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり食肉生産流通多角化支援事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

## 食肉生産流通多角化支援事業実施要領

農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知

制 定 令和３年３月31日付け２生畜第2359号

最終改正 令和５年３月31日付け４畜産第2442号

### 第１ 趣 旨

食肉生産流通多角化支援事業の実施については、食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱（令和５年３月31日付け４畜産第2810号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

### 第２ 事業内容等

本事業は、食肉生産流通多角化施設整備事業及び食肉輸出品目拡大支援事業により構成され、各事業の取組内容、事業実施主体等は、別記１及び別記２に定めるとおりとする。

#### １ 食肉生産流通多角化施設整備事業

別記１に定めるとおりとする。

#### ２ 食肉輸出品目拡大支援事業

別記２に定めるとおりとする。

### 附 則

この要領は、令和３年３月31日から施行する。

### 改 正

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

### 改 正

１ この改正は、令和５年４月１年から施行する。

２ 前項による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

(別記1)

## 食肉生産流通多角化施設整備事業

### 第1 取組の概要

本取組においては、食肉の輸出を含めた生産・流通の多角化のため、食肉処理施設及び食鳥処理施設（以下「食肉処理施設等」という。）において、実需者ニーズに対応した精肉等製品及び加工食品（食肉処理施設等と畜・と鳥又は部分肉・精肉加工した食肉を原料とし、最終製品の割合5割以上を当該原料としたものをいう。以下同じ。）の製造を行うための施設・設備の整備を実施できるものとする。

### 第2 取組の実施基準等

- 1 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。
- 2 国の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の交付の対象外とする。

また、既存の施設・機械・器具・設備等の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新については、本事業の交付の対象外とする。

- 3 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、交付の対象外とする。
- 4 事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は別表に定める成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。
- 5 交付対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

- 6 交付の対象とする施設・設備は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

整備に当たっては、既存の施設・設備及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、古品・古材又は間伐材の利用、増築、併設等を行うことができるものとする。なお、原則として、この場合の古品・古材については新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- 7 施設・設備の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案して決定するものとし、事業実施計画の作成に当たっては、適切な能力・規模の決定を行うものとする。また、当該施設の受益農家は原則として5戸以上とする。

併せて、施設・設備の利用率の向上、処理量の増大、コスト低減を図るための処理

・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

8 施設・設備の利用料金を設定する場合は、原則として施設・設備の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとする。

9 本事業により整備した施設（以下「整備後施設」という。）の所有者以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次のとおりとする。

（１）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事を経由し地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあっては、地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議するものとし、これらの事項について変更する場合にあっては同様とする。

（２）整備後施設の所有者が賃貸料を徴収する場合は、賃貸料は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（３）貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、整備後施設の所有者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

10 食肉処理施設等の廃棄等

本事業での施設の整備に伴い廃棄する必要がある既存施設（以下「廃棄施設」という。）に対しては、廃棄（解体及び撤去を含む。以下同じ。）にかかる経費及び廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填ができるものとする。

### 第3 採択要件及び配分基準

#### 1 事業の採択要件

交付等要綱別表1の採択要件の欄の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める要件は、次に掲げるものとし、地方農政局長等は、事業実施計画が以下の採択要件をすべて満たす場合に限り、第6に規定する協議を行うものとする。

（１）事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合にあっては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

イ 規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

ウ 規約において、各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

エ 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合

は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が同条第6号に規定する暴力団員）でないこと。

- (2) 事業実施主体が、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条第1項に定める輸出事業計画の認定を受けていること、又は本事業により整備する施設・設備が竣工するおおむね3か月前までの間に策定することを明確にしていること。
- (3) 整備する施設・設備は、食肉処理施設等における食肉の輸出を含めた生産・流通の多角化に向けて、実需者ニーズに対応するために必要な精肉等製品及び加工食品の製造を行うための施設・設備であること。
- (4) 食肉処理施設の新設又は改修及び廃棄は、当該施設が所在する都道府県が定める食肉の流通合理化計画に係る都道府県計画（以下「流通合理化計画」という。）に基づくものであること。
- (5) 食肉処理施設を整備する事業実施主体は、施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、当該施設が所在する都道府県知事による承認を受けていること。  
また、廃棄を伴う場合は、整備計画の中に流通合理化計画に基づく廃棄計画（以下「廃棄計画」という。）も含めて作成し、当該都道府県知事による承認を受けていること。
- (6) 整備する施設・設備は、輸出先国が定める衛生基準を満たし、精肉等製品及び加工食品を輸出するものであること。
- (7) 整備する施設・設備においては、整備する食肉処理施設等と畜・と鳥又は部分肉・精肉加工をされた食肉を主として使用すること。

## 2 交付金の配分基準

### (1) 前年度からの継続事業等に対する配分

交付等要綱別表1の事業内容欄に定める取組のうち、交付等要綱第13に定める交付決定を受けた事業実施計画であって、事業実施期間が複数年の事業実施計画の2年度目以降の実施に要する継続要望額（別紙様式第2号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の3の事業費の内訳の交付金の額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

### (2) 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

予算額から（1）に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表に掲げる各事業の評価項目に定める配分基準に従ってポイントを与えた上で、以下に従い算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

なお、配分基準に基づくポイントが20ポイント以上の事業実施計画を交付金の配分対象とする。

配分対象となる事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金として配分する。同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額を小さい順に配分し、その結果、最後の配分可能額が事業実施計画の

要望額を下回る場合は、当該配分可能額を要望額の8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

(3) 配分基準の考え方の見直し

(1) 及び(2)で定める配分基準の考え方については、個別事業の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

3 留意事項

(1) 別表に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に沿ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する審査基準の内容とは異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。

(2) 都道府県は、配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び次年度において要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事業があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第4 成果目標及び目標年度

1 成果目標

成果目標は、以下のいずれかに掲げるものとする。

(1) 本事業実施前に精肉等及び加工品の輸出を行っていない者にあつては、本事業を実施することにより、整備した施設・設備を使用した精肉等製品及び加工食品を輸出すること。

(2) 本事業実施前に精肉等及び加工品の輸出を行っている者にあつては、本事業を実施することにより、輸出額を30%以上増加させること。

2 目標年度

本事業は、事業完了年度から3年以内に設定するものとする。

第5 交付対象経費等

1 交付対象経費

次に掲げる施設・設備等の整備に要する経費とする。

(1) 上屋等

精肉等加工・加工食品製造のための施設の建築物、環境保全施設、交差汚染防止対策施設その他精肉等加工・加工食品製造に必要な建築物の整備

(2) 精肉等加工・加工食品製造機械設備

精肉等加工を一体的に行う場合の部分肉加工、精肉等加工、搬送、冷蔵、冷凍、保管、包装、出荷、給水、排水・汚水処理、衛生管理、副産物等処理、災害時対応設備その他精肉等加工・加工食品製造に必要な設備の整備

(3) その他

機械器具設備及び上屋等の整備に係る設計費並びに諸経費

2 交付対象施設の基準等

整備の一般基準は、次のとおりとする。

- (1) 汚水処理施設は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に基づき定められた排水基準以下まで処理し得る能力を有すること。
- (2) 衛生管理施設は、輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を遵守するために必要なものとする（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所を整備できるものとする。）。
- (3) 交差汚染防止対策施設は、原則として、施設を囲う野生鳥獣の進入防止柵、排水溝及び車両消毒施設とし、駐車場、車両通路及びそれらに係る舗装経費は対象としない。
- (4) 災害時対応設備は、停電時において必要とされる適度の電力容量を確保するための機器とする。

### 3 食肉処理施設等の廃棄の基準等

#### (1) 食肉処理施設等の廃棄

- ア 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを交付対象経費から控除する。
- イ 交付対象経費には食肉処理施設等の廃棄後の整地に係る経費については含めないものとする。

#### (2) 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

- ア 交付対象は、第5の1の(1)及び(2)に掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号。以下同じ。）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97条。以下同じ。）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。
- イ 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、施設においてアの耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、アの要件を満たすものに限り、交付対象とすることができる。
- ウ 交付対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
  - a アの施設等又はイの設備（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出す

るものとする。

- b 廃棄施設が、営業年度の途中において食肉処理を休止する場合には、当該営業年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

$\alpha$  : 減価償却額

$\beta$  : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度末における減価償却見込額

$\gamma$  : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度の期首から食肉処理休止月までの間の月数（1 か月に満たない月は、これを1 か月とする。）

- c 廃棄施設が、営業年度の前年度において既に食肉処理を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該営業年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

- d 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、交付対象とはしない。

- e 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについてア、イ、ウのaからdまでの規定に留意して交付対象経費を算出するものとする。

エ 対象施設等を売却して得た対価については、これを交付対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価がウのaからcまでの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても交付対象経費から控除するものとする。

オ 廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定するものとする。

なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいといえないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

## 第6 事業実施等の手続

### 1 事業実施計画の作成及び協議

交付等要綱第10に基づく事業実施計画に係る手続きは、以下のとおり実施するものとする。

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。）を経由できるものとし、この場合、市町村長は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止が生じた場合は、当該都道府県知事と協議を行うものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式第2号により、都道府県計画を作成し、その成果目標の妥当性について、自ら検討を行ったうえで、別紙様式第3号により地方農政局長等に提出し、その成果目標の妥当性について協議を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の事業実施計画の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が整っている場合は、書類のみによる協議も可とする。
- (4) 都道府県知事は、都道府県計画について、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。ただし、次に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、(2)に準じた手続を行うものとする。
  - (ア) 事業実施主体の変更
  - (イ) 成果目標の変更
  - (ウ) 都道府県が事業実施主体の場合、実施する事業内容の変更

## 2 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

## 第7 事業実施状況の報告

交付等要綱第34に基づく事業実施状況の報告については、次に掲げる方法で実施するものとする。

- 1 事業実施主体は、事業完了年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、別紙様式第4号において、報告に係る年度の翌年度7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。ただし、目標年度以前に成果目標を達成した場合にあっては、当該報告を第8の1の報告に代えることができるものとする。
- 2 都道府県知事は、事業実施主体から前項の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が遅れてい

ると判断した場合は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

- 3 都道府県知事は、1の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況及び自ら事業実施主体として作成した事業実施状況について、前項の規定による点検結果を踏まえて別紙様式第5号により事業実施状況報告書を作成し、報告を受けた年度の9月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた地方農政局長等は、当該報告の写しを畜産局長に速やかに送付するとともに、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該指導の内容と結果を、報告を受けた年度の12月末までに畜産局長に報告するものとする。

- 5 畜産局長及び地方農政局長等は、都道府県知事に対し、前項の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

## 第8 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第4号により評価報告書を作成し、目標年度の翌年度の7月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 都道府県知事は、1により報告を受けた事業成果の状況及び自ら事業実施主体として作成した事業成果の状況について、前項の規定による点検結果の結果を踏まえて目標年度の翌年度の9月末日までに別紙様式第5号より地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、前項の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。なお、当該評価結果を畜産局長に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、前項の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に改善措置を提出させるものとする。
- 6 畜産局長は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な事業の執行に反映させるものとする。
- 7 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び畜産局長は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

- 8 畜産局長は、本事業の効果的な実施に資するため、実施効果等の必要な事項に関する調査を行うものとする。
- 9 地方農政局長等は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

## 第9 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 畜産物の需給の安定のための施策
- 2 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 3 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策

## 第10 その他

### 1 周辺環境への配慮

施設整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

また、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

### 2 と畜残さ等の有効活用等

食肉処理施設の整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等の再資源化等有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努めるものとする。

### 3 作業安全対策の実施

事業実施主体は、作業従事者等の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の点検に努めるものとする。

### 4 交付対象事業の公表

本事業の適正な実施及び透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業完了年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

### 5 PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用にも努めるものとする。

### 6 管理運営

#### （1）管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設・設備（以下「整備後施設等」という。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

#### （2）管理委託

施設・設備の管理は、原則として、整備後施設等の所有者が行うものとする。

ただし、整備後施設等の所有者が当該施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

### (3) 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

### (4) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

### (5) 事業名等の表示

整備後施設等には、本事業名等を表示するものとする。

別表 配分基準表

以下の類別 1 から 7 までから最大 6 つの成果目標又は現況値ポイントを設定するものとする。なお、類別 6 及び 7 からはいずれか 1 つのみ選択できるものとする。

| 畜種 | 類別 | 達成すべき成果目標基準及びポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 成果目標に対する現況値ポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通 | 1  | <div>・以下の①及び②に該当するものを選択し加算できるものとする。</div> <div>①目標年度までの期間の輸出累計額が概ね補助金額に見合う水準となる・・・・・・・・・・ 1 ポイント</div> <div>加えて、</div> <div>②成果目標年度における輸出の増加額</div> <div>4 億円 ≦ 増加額 ≦ 5 億円・・・・・・・・ 5 ポイント</div> <div>3 億円 ≦ 増加額 &lt; 4 億円・・・・・・・・ 4 ポイント</div> <div>2 億円 ≦ 増加額 &lt; 3 億円・・・・・・・・ 3 ポイント</div> <div>1 億円 ≦ 増加額 &lt; 2 億円・・・・・・・・ 2 ポイント</div> <div>増加額 &lt; 1 億円・・・・・・・・・・ 1 ポイント</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <div>・以下の①か②のうち 1 つを選択できるものとする。</div> <div>①以下から、合わせて合計 5 ポイントまでを選択できるものとする。</div> <div>・直近 3 年間継続して輸出実績がある</div> <div>・・・・・・・・・・ 2 ポイント</div> <div>・直近 3 年のうち年間輸出額の最大金額が次のいずれかに該当する場合</div> <div>1 億円以上・・・・・・・・ 3 ポイント</div> <div>5 千万円以上・・・・・・・・ 2 ポイント</div> <div>1 千万円以上・・・・・・・・ 1 ポイント</div> <div>②以下のいずれかを選択できるものとする。</div> <div>・G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員である</div> <div>・・・・・・・・ 1 ポイント</div> <div>・輸出関係のセミナーに参加したことがある</div> <div>・・・・・・・・ 1 ポイント</div> |
| 共通 | 2  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <div>・施設の受益農家数。</div> <div>30 戸以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント</div> <div>15 戸以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント</div> <div>5 戸以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 共通 | 3  | <div>・以下の①から⑫までに該当するものすべてを選択し加算できるものとする。</div> <div>ただし、ポイントの合計は 10 ポイントを上限とする。</div> <div>①H A C C P 等認定（民間認証を含む。）を取得すること</div> <div>・・・・・・・・・・ 1 ポイント</div> <div>②ハラール認証を取得すること・・・・・・・・ 1 ポイント</div> <div>③対 E U 輸出食肉の取扱いについて(平成 25 年 3 月 29 日食安発 0329 第 8 号・24 消安第 6381 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費安全局長通知)により定められた対 E U 輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合していること</div> <div>・・・・・・・・・・ 1 ポイント</div> <div>④上記の①から③までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・・・・・・ 1 ポイント</div> <div>⑤H A C C P 認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方</div> <div>を取得すること・・・・・・・・・・ 1 ポイント</div> <div>⑥施設整備により輸出先国・地域に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 2 年 12 月農林水産業・地域の活力創造本部決定）（以下「実行戦略」という。）で定めるターゲット国・地域（輸出可能な国・地域に限る。）を追加すること（E U 加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数</div> | <div>・以下の①から⑥までの中から 1 つを選択するものとする。</div> <div>①事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・ 5 ポイント</div> <div>②H A C C P 等認定を取得していること・・・・・・・・ 4 ポイント</div> <div>③ハラール認証を取得していること・・・・・・・・ 4 ポイント</div> <div>④輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること</div> <div>・・・・・・・・・・ 3 ポイント</div> <div>⑤輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・ 2 ポイント</div> <div>⑥輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること</div> <div>・・・・・・・・・・ 1 ポイント</div>                                 |

|                                  |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |    |             |    |                 |    |                   |  |
|----------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|-------------|----|-----------------|----|-------------------|--|
|                                  |                   | <div>にかかわらず、EUを1か国としてカウントする。以下同じ。）</div> <div>・・・・・・・・（1か国・地域につき）1ポイント</div> <table><tr><td>品目</td><td>ターゲット国・地域</td></tr><tr><td>牛肉</td><td>香港、台湾、米国、EU</td></tr><tr><td>豚肉</td><td>香港、シンガポール、タイ、台湾</td></tr><tr><td>鶏肉</td><td>香港、ベトナム、シンガポール、EU</td></tr></table> <div>⑦施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降）・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント</div> <div>⑧輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・・・・・・1ポイント</div> <div>⑨有機 JAS 認証畜産物を取り扱うこと・・・・・・・・1ポイント</div> <div>⑩GAP 認証畜産物を取り扱うこと・・・・・・・・1ポイント</div> <div>⑪食肉処理工程に自動化機械等を導入すること<br/>・・・・・・・・1ポイント</div> <div>⑫デジタル技術等を活用し、生産者又は実需者等が生産性・収益性を向上するのに必要な情報を活用すること<br/>・・・・・・・・1ポイント</div> <div>※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。</div> | 品目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ターゲット国・地域 | 牛肉 | 香港、台湾、米国、EU | 豚肉 | 香港、シンガポール、タイ、台湾 | 鶏肉 | 香港、ベトナム、シンガポール、EU |  |
| 品目                               | ターゲット国・地域         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |    |             |    |                 |    |                   |  |
| 牛肉                               | 香港、台湾、米国、EU       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |    |             |    |                 |    |                   |  |
| 豚肉                               | 香港、シンガポール、タイ、台湾   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |    |             |    |                 |    |                   |  |
| 鶏肉                               | 香港、ベトナム、シンガポール、EU |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |    |             |    |                 |    |                   |  |
| 共通                               | 4                 | <div>実行戦略に基づき輸出産地として産地リストに掲載されること<br/>・・・・・・・・2ポイント</div> <div>※現況値ポイントを選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <div>実行戦略に基づき輸出産地としてリスト化された産地の施設整備である場合<br/>・・・・・・・・2ポイント</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |    |             |    |                 |    |                   |  |
| 共通                               | 5                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <div>当該施設整備に要する経費に対して都道府県等の自治体からの本事業以外の財政的支援がある計画に対しては、その額に応じて加算することができることとする。</div> <div>1億円以上・・・・・・・・5ポイント</div> <div>5,000万円以上・・・・・・・・4ポイント</div> <div>3,000万円以上・・・・・・・・3ポイント</div> <div>1,000万円以上・・・・・・・・2ポイント</div> <div>概ね500万円以上・・・・・・・・1ポイント</div>                                                                                                                                                                                                                                                    |           |    |             |    |                 |    |                   |  |
| 以下の類別6及び7のうち、いずれか1つのみ選択することができる。 |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |    |             |    |                 |    |                   |  |
| 牛肉、豚肉                            | 6                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <div>・1日当たりの平均処理頭数が560頭以上<br/>（平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日））</div> <div>1,120頭以上・・・・・・・・5ポイント</div> <div>980頭以上・・・・・・・・4ポイント</div> <div>840頭以上・・・・・・・・3ポイント</div> <div>700頭以上・・・・・・・・2ポイント</div> <div>560頭以上・・・・・・・・1ポイント</div> <div>ただし、離島において事業を実施する場合は、1日当たりの平均処理頭数が560頭未満であっても1ポイント。</div> <div>また、ハラル認証の取得に向けた取組をしている場合は1日当たり平均処理頭数が15頭以上</div> <div>35頭以上・・・・・・・・5ポイント</div> <div>30頭以上・・・・・・・・4ポイント</div> <div>25頭以上・・・・・・・・3ポイント</div> <div>20頭以上・・・・・・・・2ポイント</div> <div>15頭以上・・・・・・・・1ポイント</div> |           |    |             |    |                 |    |                   |  |

|    |   |  |                                                                                                                                                                                                      |
|----|---|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鶏肉 | 7 |  | <div>・年間処理羽数が125万羽以上</div> <div>625万羽以上・・・・・・・・・・5ポイント</div> <div>500万羽以上・・・・・・・・・・4ポイント</div> <div>375万羽以上・・・・・・・・・・3ポイント</div> <div>250万羽以上・・・・・・・・・・2ポイント</div> <div>125万羽以上・・・・・・・・・・1ポイント</div> |
|----|---|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別記 1 別紙様式第 1 号

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
代 表 者 名

〇〇年度食肉生産流通多角化施設整備事業実施計画の承認（変更）申請について

食肉生産流通多角化支援事業実施要領（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 生畜第 2359 号農林水産省生産局長通知）別記 1 の第 6 の 1 の（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

食肉生産流通多角化施設整備事業  
事業実施計画書

事業実施年度:令和    年度(    年目)

都道府県・市町村名:

取組主体名:

代 表 者 :

食肉生産流通多角化施設整備事業  
事業実施計画

1 事業実施主体の情報

|            |     |       |  |      |  |
|------------|-----|-------|--|------|--|
| 事業実施主体名    |     | 代表者氏名 |  | 電話番号 |  |
| 住所         | 〒 ー |       |  |      |  |
| 資本構成・比率（％） |     |       |  |      |  |

注１：事業実施主体の本社と処理施設の住所が異なる場合には、それぞれ記載すること。  
注２：事業実施主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

2 取組内容

|  |
|--|
|  |
|--|

3 施設の概要

（現状：○年○月時点）

【食肉処理施設】

| 施設名 | と畜頭数（頭） |    |    |    |     | 部分肉仕向け頭数・量<br>（頭・トン）<br>（割合） |     | 精肉等仕向け量（トン）<br>（割合） |     | 精肉等の製造品目と輸出量（トン）<br>（製造量）（トン） |                |     |     |     | 受益農家数<br>（戸） |   | 産地リスト<br>掲載<br>（有・無） |
|-----|---------|----|----|----|-----|------------------------------|-----|---------------------|-----|-------------------------------|----------------|-----|-----|-----|--------------|---|----------------------|
|     | 豚       | 牛計 | 和牛 | 交雑 | 乳用種 | 豚                            | 牛   | 豚                   | 牛   | （例）スライス肉                      | （例）ロースト<br>ビーフ |     |     |     | 豚            | 牛 |                      |
|     |         |    |    |    |     | （ ）                          | （ ） | （ ）                 | （ ） | （ ）                           | （ ）            | （ ） | （ ） | （ ） |              |   |                      |

注：部分肉仕向け頭数・量の欄の（ ）には、と畜頭数に占める部分肉仕向け頭数を記載すること。

【食鳥処理施設】

| 施設名 | 食鳥処理羽数（羽） |       |    |    | 精肉等生産量（トン）<br>（割合） |       |       | 精肉等の製造品目と輸出量（トン）<br>（製造量）（トン） |        |     |     |     | 受益農家数<br>（戸） | 産地リスト<br>掲載<br>（有・無） |
|-----|-----------|-------|----|----|--------------------|-------|-------|-------------------------------|--------|-----|-----|-----|--------------|----------------------|
|     | 食鳥合計      | ブロイラー | 成鶏 | 地鶏 | 部位（ ）              | 部位（ ） | 部位（ ） | （例）産地パック<br>（深絞りパック）          | （例）焼き鳥 |     |     |     |              |                      |
|     |           |       |    |    | （ ）                | （ ）   | （ ）   | （ ）                           | （ ）    | （ ） | （ ） | （ ） |              |                      |

注：「精肉等仕向け量」の欄には、本事業を利用して輸出する部位を記載した上でその生産量を記載すること。

| 輸出に係る認証取得や輸出先国・品目等の現状 |            |  |  |  |  |
|-----------------------|------------|--|--|--|--|
| 項目                    | （例）輸出先国の追加 |  |  |  |  |
| 状況                    | 香港のみ       |  |  |  |  |

注：「輸出に係る認証取得や輸出先国・品目等の状況」の欄には、要領別表「配分基準表」の類別２で選択した事項について記載すること。

4 成果目標

(目標：○年)

|               |                                   |                      |       |       |       |
|---------------|-----------------------------------|----------------------|-------|-------|-------|
|               | 精肉等の製造品目と輸出額（トン）<br>（輸出量／製造量）（トン） |                      |       |       |       |
| 中間目標<br>（○年度） | （例）スライス肉                          | （例）産地パック<br>（深絞りパック） |       |       |       |
|               | （ / ）                             | （ / ）                | （ / ） | （ / ） | （ / ） |
| 目標<br>（○年度）   | （例）スライス肉                          | （例）産地パック<br>（深絞りパック） |       |       |       |
|               | （ / ）                             | （ / ）                | （ / ） | （ / ） | （ / ） |

|               |                       |                                |  |  |  |  |
|---------------|-----------------------|--------------------------------|--|--|--|--|
|               | 輸出に係る認証取得や輸出先国・品目等の状況 |                                |  |  |  |  |
| 中間目標<br>（○年度） | 項目                    | （例）輸出先国の追加                     |  |  |  |  |
|               | 状況                    | 香港に加えベトナムに輸出<br>（1カ国追加）        |  |  |  |  |
| 目標<br>（○年度）   | 項目                    | （例）輸出先国の追加                     |  |  |  |  |
|               | 状況                    | 香港に加えベトナム・シンガポールに輸出<br>（2カ国追加） |  |  |  |  |

注1：「目標」は、事業実施年度から3年度以内とする。  
注2：「輸出に係る認証取得や輸出先国・品目等の状況」の欄には、要領別表「配分基準表」の類別2で選択した項目について記載すること。

(1) 総括表

|      | 総事業費（円） |      |     | 備考 |
|------|---------|------|-----|----|
|      | 国費      | 自己負担 | その他 |    |
| 整備事業 |         |      |     |    |

ア 全体事業計画

## イ 設備導入・廃棄計画

[illegible]

(3) 補助残融資担保（(2)イの補助残融資担保に該当する施設について記載）

| 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容 |     |              |      |     |
|---------------------------------------------|-----|--------------|------|-----|
| 金融機関名                                       | 融資名 | 融資を受けようとする金額 | 償還年数 | その他 |
|                                             |     |              |      |     |

6 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

## 7 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

| 区分    | 本年度予算額（円） | 前年度予算額（円）<br>（又は本年度精算額） | 比較 |    | 備考 |
|-------|-----------|-------------------------|----|----|----|
|       |           |                         | 増  | △減 |    |
| 国庫補助金 |           |                         |    |    |    |
| その他   |           |                         |    |    |    |
| 合計    |           |                         |    |    |    |

## (2) 支出の部

| 区分 | 本年度予算額（円） | 前年度予算額（円） | 比較 |    | 備考 |
|----|-----------|-----------|----|----|----|
|    |           |           | 増  | △減 |    |
|    |           |           |    |    |    |
| 合計 |           |           |    |    |    |

注： 1 各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。

2 適宜、行を追加して記入すること。

8 添付書類 (添付書類名に○を付すこと。)

※整備に係るもの

| 添付書類              | 注意点                                                                                                    |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 施設の規模決定に関する資料 | 既存施設の処理能力及び利用状況、整備予定施設の処理能力及び利用計画並びに整備予定施設の処理能力等の決定根拠が確認できる資料                                          |
| (2) 概算設計書等        | 実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの                                                                             |
| (3) 施設の設計図等       | 整備予定施設の設計図（平面図及び立面図）並びに用地内における建物（施設別）の配置図                                                              |
| (4) 財産処分申請に関する資料  | 事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料                                         |
| (5) 費用対効果分析       | 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等における費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること                  |
| (6) 施設の収支計画書等     | 整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料（支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの） |
| (7) 施設の管理運営規程等    | 整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料                                                              |
| (8) 整備計画          | 流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた整備計画                                                                          |
| (9) 定款等           | 食肉処理施設の定款並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書                                                                          |

| ※廃棄に係るもの          |                                      |
|-------------------|--------------------------------------|
| 添付書類              | 注意点                                  |
| (1) 廃棄施設の図面       | 廃棄施設の図面又はその写し                        |
| (2) 廃棄施設の事業費の積算根拠 | 事業実施計画に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの          |
| (3) 設備のリスト        | 対象設備のリスト（対象設備に係る財産管理台帳又はその写しを添付すること） |
| (4) 財産取得に関する資料    | 設備の取得価額、取得年月日が明らかになる資料               |
| (5) 耐用年数に関する資料    | 耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠             |
| (6) 廃棄計画          | 流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた廃棄計画        |

## 9 個人情報の取扱い（任意）

|        |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 同意します  | <input type="checkbox"/> | 本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条※に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。<br><br>※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条<br>国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。 |
| 同意しません | <input type="checkbox"/> |                                                                                                                                                                                                                                                                          |

注：同意しない場合でも、事業の採択等に影響はありません。

## 10 その他

補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

| 事業名 | 実施年度 | 事業費（千円） | 財産処分承認月日 | 当初事業内容及び処分内容 |
|-----|------|---------|----------|--------------|
|     |      |         |          |              |

注：補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当なしと記入すること。
- ・該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

都道府県事業実施計画

1. 総括表

(都道府県名：)

| 番号 | 市町村名 | 地区名 | 事業実施主体名 | 輸出予定国・地域 | 対象畜種等名、輸出品目 | 事業内容<br>(工種、施設区分、構造、規格、能力等) | 事業費<br>(円) | 負担区分 (円) |               |     | 完了<br>年月日 | 備考 |
|----|------|-----|---------|----------|-------------|-----------------------------|------------|----------|---------------|-----|-----------|----|
|    |      |     |         |          |             |                             |            | 交付金      | 都道府県費<br>市町村費 | その他 |           |    |
| 1  |      |     |         |          |             |                             |            |          |               |     |           |    |
| 2  |      |     |         |          |             |                             |            |          |               |     |           |    |
| 3  |      |     |         |          |             |                             |            |          |               |     |           |    |
|    |      |     |         |          |             |                             |            |          |               |     |           |    |
|    |      |     |         |          |             |                             |            |          |               |     |           |    |
|    |      |     |         |          |             |                             |            |          |               |     |           |    |
|    |      |     |         |          |             |                             |            |          |               |     |           |    |
|    |      |     |         |          |             |                             |            |          |               |     |           |    |
|    |      |     |         |          |             |                             |            |          |               |     |           |    |

(注) 1 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。  
2 「対象畜種等名、輸出品目」の欄については、対象となる具体的な畜種等名を記入することとし、複数畜種を対象とする場合にあっては併記すること。また、施設整備によって輸出する品目を記入すること。  
3 「事業内容」の欄については、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。  
4 複数年度の事業の場合は、年度別の事業計画を別紙様式第 1 号別添 1 に記入すること。  
5 複数年の事業であって、2 年度目以降の事業を実施する場合は、3. 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。

2－1．個別表

| I 類別 1 及び 2 |      |         |          |                         |         |       |      |          |           | (〇〇県 〇〇年度)  |          |     |                      |         |       |      |          |           |             |          |     |
|-------------|------|---------|----------|-------------------------|---------|-------|------|----------|-----------|-------------|----------|-----|----------------------|---------|-------|------|----------|-----------|-------------|----------|-----|
| 番号          | 市町村名 | 事業実施主体名 | 対象となる畜種等 | I 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値 |         |       |      |          |           |             |          |     | II 達成すべき成果目標の内容及び現況値 |         |       |      |          |           |             |          |     |
|             |      |         |          | 類別                      | 成果目標の内容 |       |      |          |           | 現況値の内容      | 成果目標ポイント |     | 類別                   | 成果目標の内容 |       |      |          |           | 現況値の内容      | 成果目標ポイント |     |
|             |      |         |          |                         | 現状値     | 目標値   | 増減率等 | 目標数値の考え方 | 事後評価の検証方法 |             | 目標       | 現況等 |                      | 現状値     | 目標値   | 増減率等 | 目標数値の考え方 | 事後評価の検証方法 |             | 目標       | 現況等 |
|             |      |         |          |                         | (〇〇年)   | (〇〇年) |      |          |           | (設定基準・項目)   |          |     |                      | (〇〇年)   | (〇〇年) |      |          |           | (設定基準・項目)   |          |     |
|             |      |         |          |                         |         |       |      |          |           | (事業実施主体の現況) |          |     |                      |         |       |      |          |           | (事業実施主体の現況) |          |     |
|             |      |         |          |                         |         |       |      |          |           |             |          |     |                      |         |       |      |          |           |             |          |     |
|             |      |         |          |                         |         |       |      |          |           |             |          |     |                      |         |       |      |          |           |             |          |     |
|             |      |         |          |                         |         |       |      |          |           |             |          |     |                      |         |       |      |          |           |             |          |     |

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
- 2 「類別」欄は、別表に定める類別番号を記入すること。
- 3 「目標値」の欄は、別表の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
- なお、「現状値」については、別表に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均を現状値とすることができる。
- 4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
- 5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

都道府県の財政的支額及び理由

| 番号 | 財政的支額及び理由 |
|----|-----------|
|    |           |

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

2－2．個別表

Ⅱ 類別3～7

|    |      |         |          | (〇〇県 〇〇年度) |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |
|----|------|---------|----------|------------|-------|------------------------------|-------|----------|-------|------------------------------|-------|----------|-------|------------------------------|-------|----------|-------|------------------------------|-------|
| 番号 | 市町村名 | 事業実施主体名 | 対象となる畜種等 | Ⅰ 現況値の内容   |       |                              |       | Ⅱ 現況値の内容 |       |                              |       | Ⅲ 現況値の内容 |       |                              |       | Ⅳ 現況値の内容 |       |                              |       |
|    |      |         |          | 類別         | 現況値   | 現況値の内容                       | ポイント数 | 類別       | 現況値   | 現況値の内容                       | ポイント数 | 類別       | 現況値   | 現況値の内容                       | ポイント数 | 類別       | 現況値   | 現況値の内容                       | ポイント数 |
|    |      |         |          |            | (〇〇年) | (設定基準・項目)<br><br>(事業実施主体の現況) |       |          | (〇〇年) | (設定基準・項目)<br><br>(事業実施主体の現況) |       |          | (〇〇年) | (設定基準・項目)<br><br>(事業実施主体の現況) |       |          | (〇〇年) | (設定基準・項目)<br><br>(事業実施主体の現況) |       |
|    |      |         |          |            |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |
|    |      |         |          |            |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |
|    |      |         |          |            |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |

| 番号 | 市町村名 | 事業実施主体名 | 対象となる畜種等 | Ⅰ 現況値の内容 |       |                              |       | Ⅱ 現況値の内容 |       |                              |       | Ⅲ 現況値の内容 |       |                              |       | Ⅳ 現況値の内容 |       |                              |       |
|----|------|---------|----------|----------|-------|------------------------------|-------|----------|-------|------------------------------|-------|----------|-------|------------------------------|-------|----------|-------|------------------------------|-------|
|    |      |         |          | 類別       | 現況値   | 現況値の内容                       | ポイント数 | 類別       | 現況値   | 現況値の内容                       | ポイント数 | 類別       | 現況値   | 現況値の内容                       | ポイント数 | 類別       | 現況値   | 現況値の内容                       | ポイント数 |
|    |      |         |          |          | (〇〇年) | (設定基準・項目)<br><br>(事業実施主体の現況) |       |          | (〇〇年) | (設定基準・項目)<br><br>(事業実施主体の現況) |       |          | (〇〇年) | (設定基準・項目)<br><br>(事業実施主体の現況) |       |          | (〇〇年) | (設定基準・項目)<br><br>(事業実施主体の現況) |       |
|    |      |         |          |          |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |
|    |      |         |          |          |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |
|    |      |         |          |          |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |          |       |                              |       |

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。  
2 「類別」欄は、別表に定める類別番号を記入すること。  
3 「現状値」については、別表に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均を現状値とすることができる。

(別記 1 別紙様式第 2 号 別添)

年度別実施計画書

1 年度別計画表（事業実施期間を 2 年以上とする場合に限る。）

(都道府県名：)

| 市町村名 | 地区名 | 事業実施<br>主体名 | 事業内容 | 事業実施期間 |      | 総事業費<br>(千円) | 年度別事業内容及び事業費（千円） |     |            |     |            |     |            |     |            |     |
|------|-----|-------------|------|--------|------|--------------|------------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|
|      |     |             |      | 開始年度   | 完了年度 |              | 〇〇年度（開始年）        |     | 〇〇年度（2 年目） |     | 〇〇年度（3 年目） |     | 〇〇年度（4 年目） |     | 〇〇年度（5 年目） |     |
|      |     |             |      |        |      |              | 事業内容             | 事業費 | 事業内容       | 事業費 | 事業内容       | 事業費 | 事業内容       | 事業費 | 事業内容       | 事業費 |
|      |     |             |      | 〇〇年度   | 〇〇年度 |              |                  |     |            |     |            |     |            |     |            |     |
|      |     |             |      |        |      |              |                  |     |            |     |            |     |            |     |            |     |
|      |     |             |      |        |      |              |                  |     |            |     |            |     |            |     |            |     |
|      |     |             |      |        |      |              |                  |     |            |     |            |     |            |     |            |     |
|      |     |             |      |        |      |              |                  |     |            |     |            |     |            |     |            |     |
|      |     |             |      |        |      |              |                  |     |            |     |            |     |            |     |            |     |

(注) 1 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。

## 3. 継続事業

(都道府県名： )

| 市町村名 | 地区名 | 事業実施期間 |      | 事業実施主体<br>名 | 事業内容<br>(工種、施設区分、構造、<br>規格、能力等) | 事業費の内訳<br>(円) |     | 備考 |
|------|-----|--------|------|-------------|---------------------------------|---------------|-----|----|
|      |     | 開始年度   | 完了年度 |             |                                 | 事業費           | 交付金 |    |
|      |     |        |      |             |                                 |               |     |    |
|      |     |        |      |             |                                 |               |     |    |
|      |     |        |      |             |                                 |               |     |    |
|      |     |        |      |             |                                 |               |     |    |
|      |     |        |      |             |                                 |               |     |    |
|      |     |        |      |             |                                 |               |     |    |
|      |     |        |      |             |                                 |               |     |    |
|      |     |        |      |             |                                 |               |     |    |

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業費を記入すること。  
2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。  
3 「事業内容」の欄にあつては、整備する施設の規模、処理量、施設等の内容等を含めて記入すること。

別記 1 別紙様式第 3 号

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事  
氏 名

〇〇年度食肉生産流通多角化施設整備事業の成果目標の（変更の）妥当性等の協議について

食肉生産流通多角化支援事業実施要領（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 生畜第 2359 号農林水産省生産局長通知）別記 1 の第 6 の 1 の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式第 2 号の都道府県事業実施計画を添付すること  
2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること  
3 都道府県の協議がある場合は都道府県事業実施計画のほか、事業実施計画書を添付すること

別記 1 別紙様式第 4 号

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者氏名

〇〇年度食肉生産流通多角化施設整備事業の実施状況報告及び評価報告

食肉生産流通多角化支援事業実施要領（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 生畜第 2359 号農林水産省  
生産局長通知）別記 1 の第 7 の 1 及び第 8 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

食肉生産流通多角化施設整備事業  
実施状況報告書・評価報告書

事業実施年度：     年度

都道府県・市町村名：

取組主体名：  
代 表 者：

食肉生産流通多角化施設整備事業  
実施状況報告書及び評価報告書

## 1 事業実施主体の概要

|            |          |       |  |      |  |
|------------|----------|-------|--|------|--|
| 事業実施主体名    |          | 代表者氏名 |  | 電話番号 |  |
| 住所         | 〒      ー |       |  |      |  |
| 資本構成・比率（％） |          |       |  |      |  |

注1：事業実施主体の本社と処理施設の住所が異なる場合には、それぞれ記載すること。

注2：事業実施主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

2 補助額（事業費）： 円（ 円）

### 3 事業内容

|  |
|--|
|  |
|--|

#### 4 成果目標の達成状況

① 事業実施前の状況（〇年〇月時点）

【食肉処理施設】

| 施設名 | 精肉等仕向け量（トン）<br>（割合） |     | 精肉等の製造品目と輸出量（製造量）（トン） |            |     |     |     |
|-----|---------------------|-----|-----------------------|------------|-----|-----|-----|
|     | 豚                   | 牛   | （例）スライス肉              | （例）ローストビーフ |     |     |     |
|     | （ ）                 | （ ） | （ ）                   | （ ）        | （ ） | （ ） | （ ） |

【食鳥処理施設】

| 施設名 | 精肉等仕向け量（ト）<br>（割合） |       |       | 精肉等の製造品目と輸出量（製造量）（ト） |        |     |     |     |
|-----|--------------------|-------|-------|----------------------|--------|-----|-----|-----|
|     | 部位（ ）              | 部位（ ） | 部位（ ） | (例)産地ハック<br>(深絞りパッ   | (例)焼き鳥 |     |     |     |
|     | ( )                | ( )   | ( )   | ( )                  | ( )    | ( ) | ( ) | ( ) |

| 輸出に係る認証取得や輸出先国・品目等の現状 |             |  |  |  |  |
|-----------------------|-------------|--|--|--|--|
| 項目                    | (例) 輸出先国の追加 |  |  |  |  |
| 状況                    | 香港のみ        |  |  |  |  |

注：「輸出に係る認証取得や輸出先国・品目等の状況」の欄には、要領別表「配分基準表」の類別２で選択した事項について記載するこ

② 目標・実績：事業採択時の目標及び実施状況報告・評価報告を実施する年度の実績を記載。

|               | 精肉等の製造品目と輸出量（製造量）（トン） |                       |     |     |     |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-----|-----|-----|
| 中間目標<br>（○年度） | (例) スライス肉             | (例) 産地パック<br>(深絞りパック) |     |     |     |
|               | ( )                   | ( )                   | ( ) | ( ) | ( ) |
| 目標<br>（○年度）   | (例) スライス肉             | (例) 産地パック<br>(深絞りパック) |     |     |     |
|               | ( )                   | ( )                   | ( ) | ( ) | ( ) |
| 実績<br>（○年度）   | (例) スライス肉             | (例) 産地パック<br>(深絞りパック) |     |     |     |
|               | ( )                   | ( )                   | ( ) | ( ) | ( ) |

| 輸出に係る認証取得や輸出先国・品目等の状況 |    |                                |  |  |  |  |
|-----------------------|----|--------------------------------|--|--|--|--|
| 中間目標<br>(○年度)         | 項目 | (例) 輸出先国の追加                    |  |  |  |  |
|                       | 状況 | 香港に加えベトナムに輸出<br>(1カ国追加)        |  |  |  |  |
| 目標<br>(○年度)           | 項目 | (例) 輸出先国の追加                    |  |  |  |  |
|                       | 状況 | 香港に加えベトナム・シンガポールに輸出<br>(2カ国追加) |  |  |  |  |
| 実績<br>(○年度)           | 項目 | (例) 輸出先国の追加                    |  |  |  |  |
|                       | 状況 | 香港に加えベトナム・シンガポールに輸出<br>(2カ国追加) |  |  |  |  |

注1：「目標」は、事業実施年度から3年度以内とする。

注2：「輸出に係る認証取得や輸出先国・品目等の状況」の欄には、要領別表「配分基準表」の類別2で選択した事項について記載すること。

## 5 取組の総評

## 6 評価

A : 目標以上の成果を達成

B : おおむね目標どおりの成果を達成

C : 目標未達

注：A～Cのいずれかに○を付けること。

注：事業の効果、事業実施後の課題及び改善の方策（必要がある場合）を含めて記載すること。

必要に応じて、内容を確認できる資料を添付すること。

別記 1 別紙様式第 5 号

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事  
氏 名

〇〇年度食肉生産流通多角化施設整備事業の事業実施状況報告及び評価報告

食肉生産流通多角化支援事業実施要領（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 生畜第 2359 号農林水産省  
生産局長通知）別記 1 の第 7 の 3 及び第 8 の 3 の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添の都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書を添付するこ  
と。  
2 必要に応じて食肉生産流通多角化支援事業実施要領別記 1 の第 7 の 1 及び第 8 の 1  
の規定による事業実施状況報告書及び評価報告書（別紙様式第 4 号）を添付するこ  
と

別記 1 別紙様式第 5 号別添

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

(〇〇県 〇〇年度)

| 市町村名      | 事業実施主体名 | 対象畜種名<br>(輸出品目) | 成果目標の類別 | 成果目標の具体的な内容          | 事業実施後の状況    |                |             |             |             |     | 成果目標の具体的な実績         |
|-----------|---------|-----------------|---------|----------------------|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-----|---------------------|
|           |         |                 |         |                      | 計画時<br>(△年) | 1年後<br>(□年)    | 2年後<br>(◇年) | 3年後<br>(▽年) | 目標値<br>(○年) | 達成率 |                     |
|           |         |                 |         |                      |             |                |             |             |             |     |                     |
| (例)<br>〇市 | 〇〇農協    |                 | 1       | 精肉・加工品等の輸出開始、輸出入額の増加 | 輸出実績なし      | 輸出額<br>3,000万円 |             |             | 輸出額<br>1億円  | 30% | 輸出額が<br>3,000万円となった |
|           |         |                 |         |                      |             |                |             |             |             |     |                     |
|           |         |                 |         |                      |             |                |             |             |             |     |                     |

| 成果目標の類別 | 成果目標の具体的な内容                                  | 事業実施後の状況    |             |             |             |             |     | 成果目標の具体的な実績 | 事業内容<br><br>(工種、施設区分、構造、規格、能力…) | 事業費<br><br>(円) | 負担区分 (円) |       |      |     | 完了年月日 | 事業実施主体の評価 | 都道府県の評価 | 備考 |
|---------|----------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-------------|---------------------------------|----------------|----------|-------|------|-----|-------|-----------|---------|----|
|         |                                              | 計画時<br>(△年) | 1年後<br>(□年) | 2年後<br>(◇年) | 3年後<br>(▽年) | 目標値<br>(○年) | 達成率 |             |                                 |                | 交付金      | 都道府県費 | 市町村費 | その他 |       |           |         |    |
|         |                                              |             |             |             |             |             |     |             |                                 |                |          |       |      |     |       |           |         |    |
| 2       | ・ハラール認証の取得<br>・施設整備により輸出品目を追加等<br>(詳細は別紙参照。) | 詳細は別紙参照。    |             |             |             |             |     |             | ・産地食肉センター (…)                   |                |          |       |      |     |       |           |         |    |
|         |                                              |             |             |             |             |             |     |             |                                 |                |          |       |      |     |       |           |         |    |
|         |                                              |             |             |             |             |             |     |             |                                 |                |          |       |      |     |       |           |         |    |

|           |    |  |      |       |
|-----------|----|--|------|-------|
| 都道府県平均達成率 | 〇% |  | 総合所見 | ..... |
|-----------|----|--|------|-------|

- (注) 1 別紙様式第 2 号の 2-1 に準じて作成すること。
- 2 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
- 3 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
- 4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
- 5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

(別記 2)

## 食肉輸出品目拡大支援事業実施要領

### 第 1 取組の概要

本取組においては、輸出先国・地域におけるスライス肉・小割肉等及び出荷月齢を早期化した肥育牛由来の牛肉等の需要・嗜好調査、試験的輸出、試食会の開催等の取組を実施できるものとする。

### 第 2 事業実施主体等

- 1 交付等要綱別表 1 の事業実施主体の欄の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
  - (1) 主たる事務所の定めがあること。
  - (2) 代表者の定めがあること。
  - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
  - (4) 各年度の事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 2 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画を提出する際、別紙様式第 1 号を併せて交付決定者（交付等要綱第 11 の交付決定者をいう。）へ提出するものとする。

### 第 3 対象品目

第 5 の取組は、牛肉、豚肉及び鶏肉を対象とする。

### 第 4 事業の実施基準

- 1 事業実施主体が、国等の他の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業による補助金交付の対象外とする。
- 2 交付対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとする。

### 第 5 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 輸出先国・地域でのスライス肉・小割肉等及び出荷月齢を早期化した肥育牛由来の牛肉等の需要・嗜好調査

輸出先国・地域におけるスライス肉・小割肉等及び出荷月齢を早期化した肥育牛由来の牛肉等の需要、小売店頭やインターネットでの販売状況、好まれる加工方法等の調査を行うとともに、調査報告書の作成等により成果の普及を図る。

## 2 試験的輸出及び現地バイヤー、消費者向け試食会等の開催

以下に掲げる取組を行うとともに、調査報告書の作成等により成果の普及を図る。

(1) スライス肉・小割肉等及び出荷月齢を早期化した肥育牛由来の牛肉等の試験的製造及び試験的輸出

(2) 輸出先国・地域における現地バイヤー及び消費者等を対象とする試食会等の開催

## 第6 補助率

本事業の補助率は、定額とする。

## 第7 補助対象経費

### 1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

### 2 留意事項

補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要とする経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

## 第8 採択要件

本事業の採択要件は、交付等要綱の別表1に掲げるとおりとする。

## 第9 事業の成果目標及び目標年度

### 1 成果目標

成果目標は、交付等要綱の別表1に掲げるとおりとする。

### 2 目標年度

目標年度は、事業完了年度から3年以内に設定するものとする。

## 第10 事業実施手続

### 1 事業実施計画の作成等

交付等要綱第10に基づく事業実施計画は、別紙様式第2号により作成し、事業承認者である畜産局長に提出するものとする。

### 2 選定審査委員会

畜産局長は、畜産物又は輸出に関し専門的知見を有する外部委員を含む3名以上で構成する選定審査委員会を開催し、公正かつ客観的な採択を行うための事業実施

計画の審査基準を定め、審査基準に基づき審査を実施する。

### 3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が適正、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、あらかじめ畜産局長の適正な指導を受けた上で、交付決定前着手届を別紙様式第3号により、畜産局長に提出するものとする。
- (3) 畜産局長は、事業実施主体が(1)のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

### 4 事業の委託

- (1) 事業実施主体は、委託に要する経費について、経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠とするものとする。  
この場合において、相見積りを取っていない場合、又は最低価格を提示した者の見積もりを積算内訳の根拠としていない場合には、その理由を明らかにした理由書を提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託内容を具体的に明記するとともに、原則として、当該委託契約に伴う全ての権利を事業実施主体に帰属させるものとする。  
その上で、委託した業務の終了について、受託者（委託先）が作成した報告書等により確認するものとする。

## 第11 事業実施状況等の報告

### 1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第34の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画に基づき事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書等を添付の上、畜産局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書及び事業の一環として作成した報告書の提出をもって、これに代えることができる。

## 2 事業成果の報告

事業実施主体は、別紙様式第4号により事業成果報告書を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに畜産局長に報告するものとする。

また、設定した成果目標が達成されない場合は、その要因を分析し、事業承認者の指導・助言を受ける等、翌年度以降の成果目標の達成に結びつくよう努めるものとする。

## 第12 収入が発生した場合の取扱い

補助事業の実施により収入が発生した場合であって、当該収入が補助事業実施に要した補助対象外経費を上回るときは、当該収入を補助事業に係る経費から差し引くため、次のとおり補助金額を計算するものとする。

$$\left( \text{「補助対象経費」} - \left( \text{「補助事業実施により発生した収入」} - \text{「補助事業実施に要した補助対象外経費」} \right) \right) \times \text{補助率}$$

別表

| 費目  | 細目    | 内容                                                    | 注意点               |
|-----|-------|-------------------------------------------------------|-------------------|
| 事業費 | 会場借料  | 本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費              |                   |
|     | 通信運搬費 | 本事業を実施するために直接必要な郵便代や運送代等の経費                           | ・切手は物品受払簿で管理すること。 |
|     | 借上費   | 本事業を実施するために直接必要な備品等の借上経費                              |                   |
|     | 印刷製本費 | 本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に要する経費                          |                   |
|     | 広告宣伝費 | 本事業を実施するために直接必要な試食会等の会場装飾費、PRのための広報媒体への広告等を行うために必要な経費 |                   |
|     | 資料購入費 | 本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の購入等に要する経費                    |                   |

|    |        |                                                                                                                                                                                                        |                             |
|----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|    | 原材料費   | <p>本事業を実施するために直接必要な製品の試作等に必要な原材料等の購入経費</p>                                                                                                                                                             | <p>・ 原材料等は物品受払簿で管理すること。</p> |
|    | 消耗品費   | <p>本事業を実施するために直接必要な次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間（補助事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の購入経費</li> <li>・ C D - R O M等の少額な記録媒体の購入経費</li> <li>・ プロモーション活動に必要な広報資材等の経費</li> </ul> | <p>・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。</p>  |
|    | 輸送・保管費 | <p>本事業を実施するために直接必要な製品、機材等を海外へ輸送・保管するために必要な経費</p>                                                                                                                                                       |                             |
| 旅費 | 委員旅費   | <p>本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、招へい・派遣した専門家等に支払う経費</p>                                                                                                                                      |                             |
|    | 調査旅費   | <p>本事業を実施するために直接必要な事業実施主</p>                                                                                                                                                                           |                             |

|     |  |                                                                                            |                                                                                                                                                                                                               |
|-----|--|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |  | 体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費                                                           |                                                                                                                                                                                                               |
| 人件費 |  | <p>本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当</p>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に従うこと。</li> <li>・ 積算根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・ 謝金の支払対象者に対して支払うことはできない。</li> </ul> |
| 謝金  |  | <p>本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、原稿の執筆、資料の収集等に当たり、協力を得た者に対する謝礼に必要な経費</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体の業務に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>                                                                                |
| 賃金  |  | <p>本事業を実施するために新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・ 契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。</li> </ul>                                                                                  |

|     |  |                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|--|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託費 |  | <p>補助金の交付の目的である事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り委託できるものとする。</li> <li>・本事業そのもの、又は本事業の根幹をなす業務の委託は認めない。</li> </ul>                                                                                                               |
| 備品費 |  | <p>本事業を実施するために直接必要な備品等の購入経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する機器及び器具を 2 社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。</li> <li>・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理に関する契約を交わすこと。</li> </ul> |
| 役務費 |  | <p>本事業を実施するために直接必要であるものの、それだけでは本事業の成果としては成り立たない通訳、翻訳、試作、加工等を専ら行う経費</p>     |                                                                                                                                                                                                                                                   |

|      |     |                                    |  |
|------|-----|------------------------------------|--|
| 雑役務費 | 手数料 | 本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料          |  |
|      | 印紙代 | 本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙代等の経費 |  |

別記 2 別紙様式第 1 号

番 号  
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

団 体 名  
代表者氏名

〇〇年度食肉輸出品目拡大支援事業特認団体承認申請書

食肉生産流通多角化支援事業実施要領（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 生畜第 2359 号農林水産省生産局長通知）別記 2 の第 2 の 2 に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業期間（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

| 名称 | 所在地 | 代表者<br>氏名 | 備考 |
|----|-----|-----------|----|
|    |     |           |    |

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他参考資料

別記2別紙様式第2号

番 号  
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

〇〇年度食肉輸出品目拡大支援事業実施計画の提出について

食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱（令和5年XX月XX日付けX畜産第XXXX号農林水産事務次官依命通知）第10に基づき、関係書類（注1）を添えて提出する。

注1）関係書類として別添を添付すること。

2）事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「〇〇年度食肉輸出品目拡大支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

別添

〇〇年度食肉輸出品目拡大支援事業実施計画

1 事業の目的

2 総括表

| 事業・内容                                                          | 事業費 | 負担区分      |            | 備考 |
|----------------------------------------------------------------|-----|-----------|------------|----|
|                                                                |     | 国費<br>補助金 | 事業実施<br>主体 |    |
| 1 輸出先国・地域でのスライス肉・<br>小割肉等及び出荷月齢を早期化し<br>た肥育牛由来の牛肉等の需要・嗜好<br>調査 | 千円  | 千円        | 千円         |    |
| 2 試験的輸出及び現地バイヤー、<br>消費者向け試食会等の開催                               |     |           |            |    |
| 計                                                              |     |           |            |    |

注1) 備考欄には、事業・内容の欄に掲げる各項目について、取り組む品目名を記載すること。

2) 事業を委託して実施する場合は、備考欄に委託予定先を記入するとともに、該当する事業費の上段にその委託費の額を（ ）書きで記載すること。

### 3 内訳表

(1) 輸出先国・地域でのスライス肉・小割肉等及び出荷月齢を早期化した肥育牛由来の牛肉等の需要・嗜好調査

ア 積算内訳（実績報告時は、「経費内訳」とする。）

| 項目 | 事業費 | 負担区分  |       |     | 事業の委託                | 備考                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----|-------|-------|-----|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |     | 国庫補助金 | 自己負担金 | その他 |                      |                                                                                                                                                                                                                           |
|    | 円   | 円     | 円     | 円   | 1 委託先<br>2 委託する事業の内容 | ※1 各経費については、別表を参考とすること。<br>※2 本事業の一部を委託する場合は、これに要する経費を記載すること。<br>※3 旅費については、旅費を使用する者の内訳が分かるように記載すること。<br>○○費<br>単価×数量、員数等＝△△円<br>※4 他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は次に掲げる事項を記載すること。<br>ア 委託先が決定している場合は委託先名<br>イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費 |
| 計  |     |       |       |     |                      |                                                                                                                                                                                                                           |

注1) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考欄は、別葉とすることができる。

2) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

## イ 実施計画

### (ア) 目的

#### (イ) 対象国又は地域

##### ① 対象国又は地域

##### ② 選定理由

#### (ウ) 対象品目

##### ① 対象品目

##### ② 選定理由

#### (エ) 実施内容

注) 方法や場所等も具体的に記載すること。

#### (オ) 事業実施スケジュール

注) 成果の取りまとめ等までのスケジュールを示すこと。

#### (カ) 実施体制

注) 事業実施主体内での運営体制及び委託先との関係を図表等により記載すること。

#### (キ) 特記事項

#### (ク) 添付資料

- ① 謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- ② 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合（％）を記した資料（様式：任意）を添付すること。
- ③ 事業の一部を委託する場合は、その相見積り、委託契約書（案）を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合は、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- ④ 必要に応じて資料を添付すること。

(2) 試験的輸出及び現地バイヤー、消費者向け試食会等の開催

ア 積算内訳（実績報告時は、「経費内訳」とする。）

| 項目 | 事業費 | 負担区分      |           |     | 事業の委託                    | 備考                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----|-----------|-----------|-----|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |     | 国庫<br>補助金 | 自己<br>負担金 | その他 |                          |                                                                                                                                                                                                                           |
|    | 円   | 円         | 円         | 円   | 1 委託先<br>2 委託する<br>事業の内容 | ※1 各経費については、別表を参考とすること。<br>※2 本事業の一部を委託する場合は、これに要する経費を記載すること。<br>※3 旅費については、旅費を使用する者の内訳が分かるように記載すること。<br>〇〇費<br>単価×数量、員数等＝△△円<br>※4 他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は次に掲げる事項を記載すること。<br>ア 委託先が決定している場合は委託先名<br>イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費 |
| 計  |     |           |           |     |                          |                                                                                                                                                                                                                           |

注1) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考欄は、別葉とすることができる。

2) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

## イ 実施計画

### (ア) 目的

### (イ) 対象国又は地域

#### ① 対象国又は地域

#### ② 選定理由

### (ウ) 対象品目

#### ① 対象品目

#### ② 選定理由

### (エ) 実施内容

注) 方法や場所等も具体的に記載すること。

### (オ) 事業実施スケジュール

注) 成果の取りまとめ等までのスケジュールを示すこと。

### (カ) 実施体制

注) 事業実施主体内での運営体制及び委託先との関係を図表等により記載すること。

### (キ) 特記事項

### (ク) 添付資料

① 謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。

② 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合 (%) を記した資料 (様式 : 任意) を添付すること。

③ 事業の一部を委託する場合は、その相見積り、委託契約書 (案) を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを

積算内訳の根拠としない場合は、その理由を明らかにした資料を添付すること。

④ 必要に応じて資料を添付すること。

#### 4 事業完了予定年月日

年 月 日

#### 5 成果目標

##### (1) 成果目標

| 成果目標の具体的な内容                                                                               | 計画時<br>○年 | ○年後<br>(事業実施完了年度から3年以内)<br>○年 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------|
| (例)<br>(1) 調査報告書等により成果の普及を図った食肉処理施設の数<br>(2) スライス肉・小割肉等の輸出を開始した又は当該施設からの輸出量が30%以上増加した施設の数 |           |                               |

##### (2) 成果の公表・普及方法等

#### 6 個人情報の取扱い(任意)

|                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------|
| 本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条※に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。<br><br>※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条<br>国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。 | 同意します  | <input type="checkbox"/> |
|                                                                                                                                                                                                                                                                          | 同意しません | <input type="checkbox"/> |

|                             |  |  |
|-----------------------------|--|--|
| 注：同意しない場合でも、交付決定等に影響はありません。 |  |  |
|-----------------------------|--|--|

別記 2 別紙様式第 3 号

番 号  
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

〇〇年度食肉輸出品目拡大支援事業の事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、交付決定前に着手することとしたいので、食肉生産流通多角化支援事業実施要領（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 生畜第 2359 号農林水産省生産局長通知）別記 2 の第 10 の 3 の（2）に基づき、下記条件を了承の上、提出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変その他事業実施主体の責に帰すことのできない事由によって実施した事業に損失が生じた場合においても、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

| 事業内容 | 事業量 | 事業費 | 着手予定<br>年 月 日 | 完了予定<br>年 月 日 | 交付決定前に着手する理由 |
|------|-----|-----|---------------|---------------|--------------|
|      |     |     |               |               |              |

別記2別紙様式第4号

番 号  
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

〇〇年度食肉輸出品目拡大支援事業に係る事業成果の報告について

食肉生産流通多角化支援事業実施要領（令和3年3月31日付け2生畜第2359号農林水産省生産局長通知）別記2の第11の2の規定により下記のとおり報告する。

記

1 事業実施主体

（1）事業実施主体の名称

（注）ふりがなを付すこと。

（2）主たる事務所の所在地

（3）代表者の氏名

（注）ふりがなを付すこと。

2 評価

別紙のとおり。

(別紙)

| 事業内容                                                                                                   | 実施内容 | 成果目標 | 成果目標に対する達成度<br>(100%未満の場合には、<br>目標未達となった要因) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---------------------------------------------|
| 1 輸出先国・地域でのスライス肉・<br>小割肉等及び出荷月齢を早期化し<br>た肥育牛由来の牛肉等の需要・嗜好<br>調査<br><br>2 試験的輸出及び現地バイヤー、消<br>費者向け試食会等の開催 |      |      |                                             |
| 事業全体                                                                                                   |      |      |                                             |